

退院基準等の見直しについて

退院基準・解除基準の改定

- ・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。
- ・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

退院基準の改定

1. 有症状者^{（注1）}の場合

- ① 発症日^{（注2）}から**10日間経過し**、かつ、症状軽快^{（注3）}後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査^{（注4）}で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日^{（注5）}から**10日間経過**した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から**6日間経過後**、24時間以上間隔をあげ**2回のPCR検査陰性を確認**できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：
 - ①発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
 - ②発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

感染状況別予防策の終了基準について

- 検査に基づく場合、症状に基づく場合、または時間に基づく場合に従って判断する。
- ただし、下記の基準を満たすことは退院において必須ではない。
- PCR検査によるウイルスRNAの検出は、感染性のあるウイルスの存在を必ずしも意味しない。
- 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

①症状のあるCOVID-19患者の場合

以下のいずれかの期間まで行う。

- **症状**に基づく場合
症状軽快（「解熱剤の使用なく解熱」と定義）から最低3日間（72時間）経過し、かつ、呼吸器症状（咳・息切れ等）が改善し、かつ、最初の症状出現から最低10日間経過する。
- **検査**に基づく場合
解熱剤の使用なく解熱、かつ呼吸器症状（咳・息切れ等）の改善、かつFDAに緊急使用許可（EUA）されたCOVID-19分子アッセイ（遺伝子検査）による24時間以上間を空けて採取された呼吸器検体の最低2回連続の陰性の確認。
※RNA検出は長引く場合がある。

②症状のないCOVID-19検査陽性患者の場合

以下のいずれかの期間まで行う。

- **時間**に基づく場合
最初にCOVID-19診断検査で陽性になった日から10日間経過する。
※症状がないため、病期のどの段階にあるか推定ができないため、ウイルス排出期間は、最初の検査陽性後10日間から前後することがある。
- **検査**に基づく場合
FDAに緊急使用許可（EUA）されたCOVID-19分子アッセイ（遺伝子検査）による24時間以上間を空けて採取された呼吸器検体の最低2回連続の陰性の確認。
※症状がないため、病期のどの段階にあるのか推定ができないことに留意。培養できないウイルスのRNAの検出が続くことがある。³

WHO COVID-19患者の感染状況別予防策（隔離を含む）の終了基準

※WHO : Clinical management of COVID-19 Interim Guidance(2020/5/27)

感染状況別予防策の終了基準について

○症状の有無により以下の期間まで行う。

※発表済及び未発表の情報の中には、軽症患者では9日間まで、入院患者では20日間までウイルス排出を認めると指摘するものがある。また、PCR陽性が長期に渡り継続したケースや、陰性確認の数日～数週間後に再びPCR陽性になったケースの報告もある。

①症状のあるCOVID-19患者の場合

○症状出現から10日間。さらに症状（発熱と呼吸器症状）消失から3日間。

②症状のないCOVID-19検査陽性患者の場合

○検査陽性から10日間。